

第 1 2 号議案

中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

超過勤務に関する上限時間等について、規定を整備する必要がある。

中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年中野区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「規定する断続的な勤務以外の勤務」の次に「（以下「超過勤務」という。）」を加え、同条ただし書中「当該断続的な勤務以外の勤務」を「超過勤務」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第9条の3第1項中「第9条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）」を「超過勤務」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（中野区職員の給与に関する条例の一部改正）

- 2 中野区職員の給与に関する条例（昭和26年中野区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。